

第2章

中国の社会主義市場経済化と企業法の対応

はじめに

1992年の中国共産党第14回全国代表大会（以下、中共14全大会）で、経済体制改革の目標として「社会主義市場経済」体制の確立が提唱され、中国は計画経済体制から市場経済体制へ大きく転換することとなった。市場経済化への胎動は78年の改革・開放路線の決定に端を発するが、中国の経済体制改革は「計画」と「市場」の関係をめぐって振り動きながら、約15年の歳月をかけて一つの方向に収斂されることになった。93年の憲法改正によって社会主義市場経済体制の確立は正式に中国の国是となり、99年の憲法改正で鄧小平理論を憲法上明記することで、さらにその姿勢を内外に示した。

経済体制改革のモデルが提示されたことで法整備の方向も定まり、社会主義市場経済体制に必要な法の制定・改廃を行うという立法当局の役割が明確となった。その意味で立法活動は以前にも増して活発になることが期待されている。しかし、中国が進めようとしている市場経済化は革命的な変化ではなく、常態のままの中国社会を総体として変化させようとしているものである。したがって、市場経済体制への転換に向けた法改革は、過去の計画経済の法制度に対する簡単な修正にとどまらず、それを徹底的に否定した上で成り立つものであり、上部構造を含め社会全体に及ぶ作業となっている。

本章では上記のことを念頭に、まず社会主義市場経済の提示にいたるまで

の「計画」と「市場」をめぐる展開と改革・開放が深化していく過程での立法について概観し、つづいて社会主義市場経済体制の確立に向けた法的枠組みの形成と立法について検討する。次に企業活動分野における法の発展を整理し、最後に転換期における若干の問題点を考察する。

I 改革・開放路線の発展過程

1. 「計画」と「市場」をめぐる展開

1978年の中国共产党第11期中央委員会第3回総会（以下、中共11期3中総）は、10年にも及ぶ文化大革命によって疲弊した国民経済を立て直すために、国家活動の重点を社会主義的現代化の建設に移すことを決定した。これにより中国は鄧小平が提唱した改革・開放路線を歩み始めることになるが、これは54年憲法以来採用されてきた計画経済体制の修正を意味していた。

中共11期3中総では、任務達成のために、新たな経済措置、経済・経営管理の改革、諸外国との平等・互恵の経済協力および外国の先進技術と設備の導入を積極的に行うことが確認され、また権限の下放による地方の自主権の拡大、社会主義的法体系の強化などが謳われた。特に、硬直化した経済体制に対して、経済法則に基づいて事を運び、価値法則の役割を重視すべきことが強調された。

1979年以降は、公有制を基礎とする計画経済の実行が堅持されることを前提に、市場調節の補助的役割が主張されるようになる。ただし、指令性計画の範囲を縮小させ、指導性計画を拡大する方向にはあったものの、あくまでも社会主義計画経済は価値法則に基づいて運営される公有制を基礎とした計画的商品経済であり、完全な市場調節に基づく市場経済ではないことが表明されている⁽¹⁾。このことは、82年の中共12全大会でも確認されており、経済体制改革は「計画経済を主とし、市場調節を従とする」ことが原則である

旨謳われ、この段階ではなお計画経済を重視していく方針が打ち出されていた⁽²⁾。

転機は1984年の中共12期3中総で表われる。同会議で採択された「経済体制改革に関する決定」は、市場調節の役割を重視していくという意味で「中国の社会主義経済は公有制を基礎とした計画的商品経済である」とした⁽³⁾。これを受け、86年の第7次5ヵ年計画も経済体制改革の主要内容として、(1)企業、特に全人民所有制大中型企業が真の経済実体となるべく独立採算性の強化、(2)計画的商品市場の発展と社会主義市場体系の確立、(3)間接コントロールを主とする社会主義的マクロ・コントロールの確立を規定し、市場の役割を重視した内容となった。87年の中共13全大会においても計画的商品経済体制は計画と市場が内在的に統一された体制であり、「国家が市場を調節し、市場が企業を誘導する」ことが謳われ、市場を重視していく姿勢がみられていた。

しかし、1988年下半年からの経済の過熱とインフレ昂進および89年の天安門事件の影響によって保守派による批判が強まり、市場重視のトーンは後退し、計画による管理が再び主張されるようになる。90年の第8次5ヵ年計画では「市場調節は国家の全体計画と法規の制約の下でその機能を発揮しなければならない」として、明らかに従来の路線からの後退がみられ、同年の中共13期7中総も、計画重視の意味で「計画経済と市場調節が有機的に結合する」経済システムおよび運営メカニズムの確立を主張した。

その後、市場化への動きが再び動き出すのは1992年の鄧小平の南方講話からであった。鄧小平は、「計画がより多いか、市場がより多いかは社会主義と資本主義の本質的違いではない。計画経済は社会主義と同じではなく、資本主義にも計画はある。市場経済は資本主義と同じではなく、社会主義にも市場はある。計画と市場はいずれも経済的手段である。社会主義の本質は、生産力を解放し、生産力を発展し、搾取を消滅し、両極分化を解消し、最終的に共に豊かになることである。みんなにこの道理を説かなければならぬ」と⁽⁴⁾と発言した。同講話は「鄧小平同志の談話要点」として共産党内に発

表され、これを受けて同年10月、中共14全大会において経済体制改革の目標を社会主義市場経済体制の確立おく決議が採択される⁽⁵⁾。また、これに引きつづき、同年の中共14期3中総は「社会主義市場経済体制を確立することに関する若干の問題の決定」を採択、今世紀末までに社会主義市場経済体制を初步的に確立するという目標実現のための内容を定めた。この結果、これ以降は計画経済体制の下で形成されてきた経済制度に対して、より意識的に市場経済体制の確立に向けた改革が進められることになる。

ところで、1978年から始まった改革・開放路線は、改革派と保守派の駆引きによって揺戻しを幾度か経験し、経済体制改革の目標は「計画調節を主とし、市場調節を補とする」ことから「計画的社会主义商品経済」を経て、「社会主义市場経済」へと変遷する。最終的には「市場」が「計画」に代わって中国の資源配分方式として採用されるが、この変化の過程に注目すると、経済体制改革の問題の中心は、一貫して「計画」と「市場」の関係にあったことがわかる⁽⁶⁾。そういう意味では、改革・開放路線の展開は市場経済化のプロセスにほかならなかったといえよう⁽⁷⁾。

2. 「市場経済化」決定までの立法

(1) 立法体制

1982年憲法は全国人民代表大会と同常務委員会が立法権を有すると規定しているが、改革・開放路線遂行の必要から、全人代常務委員会は84年に国務院に工商税制の改革と関連税収条例草案の試行公布について授権している。これに引きつづいて85年には、経済体制改革および対外開放分野について国務院への包括的な授権があり、国務院は改革・開放の遂行に関して必要なときは、憲法に基づき全人代と同常務委員会の法律などの基本原則に抵触しない前提の下で、暫定的規定または条例を制定する権限が与えられた⁽⁸⁾。

このように1980年代には改革・開放路線の推進にあたって「行政主導」型の立法体制が形成されていった。立法当局の主導による立法ではなく「行政

「主導」であったのは、(1)この時期はまだ経済改革の目標がはっきり定まっておらず個別的な領域での改革措置の積上げによって改革が進められていたこと、(2)目標とする経済体制が決まらないために、法体系全体の構想を練り上げることが困難であったこと、(3)立法当局による立法手続きでは改革の進展に即応して必要な法規を用意することが不可能であったことなどが考えられる⁽⁹⁾。

(2) 立法政策

改革・開放の新しい問題に対しては、適時法的効力のある規定を公布する必要があることは中国も承知していたが、問題のなかには広範かつ複雑で、実践経験を欠いているものもあり、法律の制定は困難であるとしていた。しかしその一方、関連する法規がまったくないことも改革・開放路線を展開する上で不都合であったことから、立法体制としては国務院に一任する形がとられた。国務院が公布する暫定規定または条例は、現実のニーズに対応すると同時に、法律制定のいわば準備作業であるととらえられていた⁽¹⁰⁾。

改革・開放の進展に関して、1984年の「経済体制改革の決定」は、「改革の段取りは積極的でかつ着実であることを要し、間違いないと判断すれば断固改革し、間違いないものから一つずつ改革を進め、はっきり判断できない場合にはまず試験的に行い、一挙に解決しようとしてはならない」と述べている。この指導思想は一貫して改革過程で貫かれて、立法業務にも影響を与えた⁽¹¹⁾。すなわち、改革・開放の実践過程で成功したと思われる経験は適時に適当な法律形式を用いて是認し、立法の条件がまだ未成熟であるが内容的に早急に必要なものについては、まず先に行政法規を制定し、その後改めて法律を制定するか、またはまず先に地方性法規を制定して、その後改めて行政法規または法律を制定する方式がとられた⁽¹²⁾。その結果、改革・開放に関する立法は漸次進められ、制定された法律の多くは原則のみを規定し、本来法律で規定すべき事項であっても行政立法や司法解釈で規定されることになった⁽¹³⁾。

1986年に採択された「7・5計画」は、同期間中に比較的完全な経済法規体系を確立し、経済活動のすべてに依拠すべき法律が存在するよう力を注ぐとした。経済体制改革の深化と国民経済の発展は、経済関係と経済活動の準則が法律の形式をもって固定されることを要求し、法律が経済関係と経済活動を調節する重要な手段となっているとの認識からである。そして、新型の社会主義経済体制の確立のためには、主として経済手段および法律手段を運用して、かつ補助的に必要な行政手段を用いて経済運営を行っていくとした¹⁴⁾。

第7期全人代常務委員会の今後5年の業務に関する1988年の報告でも、立法活動をしっかりと行い、社会主義商品経済新秩序を早急に確立することが謳われた。社会主義商品経済新秩序は必ず法制の基礎の上に確立し、開放的であり、人民が監督、検査することができるものでなければならぬとされた。また、中央と地方の関係、地方と地方の関係、企業と企業の関係、国家、地方、集団と個人の関係、社会生活における人と人の関係の基本的な準則は、すべて社会主義商品経済の客観的な需要に適応し、すべて法律を用いて規範化しなければならないとした。しかし、実際の立法は、試行錯誤を繰り返す改革の進展に合わせて行い、社会主義商品経済新秩序は一步ずつ法律の形式をもって確立されるものとされた¹⁵⁾。

(3) 立法計画

上記のとおり、中国は完全な法体系を視野に入れて法整備を行うことは念頭になく、改革の実践をとおして政治的・社会的に受け入れられるものから立法を行っていった。そうしたなか、1987年に國務院は「5ヵ年計画」を、また88年には全人代常務委員会が立法計画を作成し、当面の立法の重点を次の諸点に置いた¹⁶⁾。すなわち、(1)経済建設および対外開放に関連する法律の制定、特にマクロ・コントロールの強化。例えば、予算法・投資法・計画法・金融関連法、物価法・会計検査法・反封鎖反独占関連法、会社法・私営企業法・郷鎮企業関連法、労働法・標準化法・海商法・輸出入商品検査法・

外商投資企業所得税法など、(2)行政方面の法律の制定。例えば、行政訴訟法、国家賠償法、行政編制法、国家公務員法、教育法、教師法、公共衛生法など、(3)公民の権利保障および社会公共秩序を擁護する法律の制定。例えば、集会行進法、新聞法、出版法、社団法、労働組合法および全人代議事規則など、(4)香港特別行政区およびマカオ特別行政区に関する法律の制定、である。しかし、比較的完備した経済・行政法規の体系を樹立することが掲げられただけで、目標とする法体系および計画の全体像は明示されていなかった⁽¹⁾。

1991年に制定された「8・5計画」においても徐々に比較的完備した経済法規体系を確立し、各方面の経済関係と経済活動が依拠すべき法律を有するように整備するとされ、制定が必要な基本的経済関連法として、計画法、予算法、銀行法、投資法、会社法、価格法、不正競争防止法、労働法、賃金法および会計検査法などが列挙された⁽²⁾。

II 社会主義市場経済の法的枠組み

1. 社会主義市場経済の提起

(1) 背 景

中共11期3中総以来、改革・開放の深化とともに市場に対する重要性の認識は徐々に形成されていった。しかし、伝統的なイデオロギーは市場に対する全面的な賞賛は許さず、1992年に最高実力者鄧小平が改革・開放の大号令を発するのを待って、ようやくその束縛から解放されたといえる。実際はそれ以前から同様なことが共産党指導者によって呼びかけられていたが⁽³⁾、この時期に大きく転換したのは、以下のような背景によるとされる⁽⁴⁾。

すなわち、(1)国営企業の非効率的体質が調整政策下でも改善されず、中国経済の構造矛盾が激化していたこと。したがって、国営企業を始めとする伝統経済システムを根本から変革する必要に迫られたこと、(2)ソ連・東欧など

の社会主义国の崩壊が反面教師となり、体制維持のためには、経済成長をさせていくことが不可欠であると考え、かつ共産党主導で改革・開放を推進していくことが必要だと認識したこと、(3)貿易や外資導入など対外経済関係が好調であったことが時期的に開放推進に肯定的な環境を作り出していたこと、などである。

(2) 社会主義市場経済の特徴

1992年の中共14全大会で経済体制改革の目標として社会主義市場経済体制の確立が決定されたことを受け、翌93年の中共14期3中総においてはその目標実現のための内容を規定する「社会主義市場経済体制を確立することに関する若干の問題の決定」^{②)}が採択された。

これによると、社会主義市場経済体制の確立は、共産党政権の正統性と一元的支配を前提に、市場に国家のマクロ・コントロールの下で、資源配分に対する基礎的な役割を發揮させることであるとされる。この目標を達成するため、次のような内容が規定されており、これらはすべて社会主義市場経済の基本的な枠組みを形成するとしている。すなわち、(1)公有制を主とした多様な経済主体が共同で発展する方針の下、国有企業の経営メカニズム転換をさらに進め、現代企業制度を確立する、(2)全国規模の統一的・開放的市場を形成する、(3)政府の経済管理に対する職能を転換し、間接手段が主となるマクロ・コントロールを強化する、(4)労働に応じた分配を主とした、効率・公平な分配制度を確立する、(5)多層的な社会保障制度を確立する、ことなどである。これに加えてこれらの内容に相応する法体系を確立することが謳われている^{③)}。

上記のことから、社会主義市場経済体制の特徴、換言すれば資本主義との相違は次の点にあるとされる^{④)}。(1)所有制の構造上、社会主義市場経済は公有制^{⑤)}、すなわち全人民所有制および集団所有制経済を主とし、個人経営経済、私営経済、外資経済などは補完的地位にあること、(2)分配制度上、社会主義市場経済は効率を優先し、公平に配慮しながらも労働に応じた分配を主

とし、その他の分配方式は補完的地位にあること、(3)マクロ・コントロール上、国家はマクロ・コントロールを利用して人民の短期と長期の利益および局部と全体の利益を有機的に結合させること、にあるとされる。

それ以外は資本主義体制下の市場経済と共通であるとされ、下記のような内容が提示されている⁴⁴⁾。すなわち、(1)経済活動の市場化。一切の経済活動は直接または間接に市場関係のなかで行われる。経済活動は価値法則と需給関係に基づき、競争メカニズムをとおして、最適な資源配分が行われる。一切の商品、労働および生産財は、完全で秩序ある開放的かつ競争的な市場体系のなかで自由に流動すること、(2)市場競争の公平化。市場経済活動に参加するすべての経済主体は一律平等に、公平で統一的な市場競争のルールに基づいて競争に参加すること、(3)経済主体の独立化。市場に参加する主体は政府から独立した存在であること、(4)マクロ・コントロールの間接化。政府は各種マクロ政策をとおして市場調節を行うこと、(5)市場行為の法制化。市場経済は法制経済であり、経済活動、経済運営および経済管理はすべて法律に基づいて行われなければならないこと、などである。

(3) 法学者による理解

中国の法学者は社会主义市場経済をどのようにとらえているのか⁴⁵⁾。一部の学者は、マルクス・エンゲルスの業績を引用しながら、市場経済は高度に発展した商品経済または制度化された商品経済であるとする。例えば、江平・張礼洪は、「市場経済の実質は商品経済であり、市場を資源配置の中心とする経済であり、それは開放式経済であり、法治経済である。市場経済は市場主体間の地位の平等、競争機会の平等、等しく広範な権利を享有することを要求し、契約を紐帶としてそれらの間の社会関係を構築する。市場経済は価値法則を利用し、経済運営を自発的に調整し、市場主体間の効率的な競争を呼び起こす」と論じている⁴⁶⁾。

一方、中国社会科学院法学研究所のプロジェクトチーム⁴⁷⁾を含む多数の学者の理解は、ほぼ西側の認識と同様であり、次のように論じられている⁴⁸⁾。

例えば、市場の中核は商品交換である。市場は交換関係の総体である。計画経済とは異なり、市場経済における意思決定は高度に分散化されている。無数の経済主体が市場取引に参入し、市場取引は価格シグナル、供給と需要および市場競争によって調整される。生産者とほかの経済主体が単に上位の当局の指令に従う計画経済とは異なり、市場経済の経済主体は自ら決定を下す自由と自治があり、動機は命令に従うことではなくて、個々の経済主体の利潤追求にある。市場が資源配分を行う最適なメカニズムであるから、自己の利益追求は市場の「見えざる手」によって、社会共同の利益が最大化するために貢献する。社会の稀少な資源を最も効率的に生産、配分する、ことなどを特徴として挙げている。ただし、社会主義市場経済の「社会主義」的要素に関連して、公有制企業が優位な経済主体となることが制約条件として存在しているので、その範囲での効率と公平ということになる。

2. 社会主義市場経済と法改革

経済体制改革の目標が明らかになったことで法整備の方向も定まり、社会主義市場経済体制に必要な法の制定・改廃が活発になることが期待される。しかし、中国が進めようとしている市場経済化は革命的な変化ではなく、常態のままの中国社会を総体として変化させようとしているといえる^⑩。したがって「社会主義市場経済の法律制度を確立するということは、過去の計画経済の法律制度に対して簡単な修正を施す程度のものではなく、それを徹底的に否定する根本的な改革である」と認識されているように、法改革は上部構造を含め社会全体に及ぶ作業となっている。

例えば、伝統的な計画経済体制の下では、計画は一種の資源配分方式として経済的な意味を有していただけではなく、制約を受けない行政権による政治的動員手段という側面も有していた。計画から市場への転換は政府の機能および体制の改変を要求するが、その過程では必然的に政治的な摩擦が生じる^⑪。憲法は1954年憲法から一貫して計画経済体制を謳い、政府は主として

計画の形式をもって経済をコントロールし、それに付随して計画を担保するために必要な法律を制定してきた。したがって、市場経済の導入は、高度に集中した計画経済の法の「破壊」と市場経済の法の「確立」の二つの作業を必要とする⁽³⁾。しかもその作業は形式的な法制度の改変と同時に人々の法観念の改変をも必要としている。

一般に中国では、社会主義市場経済は「法治経済」または「法制経済」であると論じられている。すなわち、社会主義市場経済は法律によって規範化され、その誘導、制約、保障を受け、厳格に法律に基づいて運営される経済であると考えられている⁽³⁾。

中国社会科学院法学研究所のプロジェクトチームは、社会主義市場経済は「公正かつ自由な競争秩序」を必要とし、そのためには市場の(1)統一性、(2)自由性、(3)公正性および(4)競争性が維持されなければならないとしている。しかし、現実には中国は「公正かつ自由な競争」を維持する体制になっておらず、法秩序との関係で次の問題点を指摘している⁽⁵⁾。(1)市場の統一性については、経済特区を初めとして各地区はそれぞれ独自の市場をもち、物理的な障害だけではなく、保護措置や優遇措置など多くの障壁が存在する。したがって、開放された統一的な全国市場、および法体系の統一性の面から問題がある、(2)市場の自由性については、市场主体が契約自由を充分享有していない。特に国有企業は、主管部門との隸属関係と国家機関による市場管理の二つの方面から束縛と制限を受けている、(3)市場の公正性については、一切の市场主体、自然人・法人、大企業・小企業、所有制の別にかかわらず、すべて対等な資格で、平等な基礎の上で相互に競争する必要があるが、実際には適用法令、経済的機会、税負担などの面で必ずしも公正・平等な扱いがなされていない、(4)市場の競争性については、自由競争に基づき、経済主体は充分に契約自由を享有しつつ相互に競争を行うべきである。したがって、法は独占を抑制し、市場の競争性を維持すべきであり、従来の中央集権的行政経済体制の下での国家独占を打破する必要がある。注意を要するのは、改革・開放によって国家独占が緩和された結果、逆に地方政府または特定行政

部門の経済管理が強化され、「地方封鎖」および「部門分割」を主要な形式とする行政独占を解消することが当面の競争法制の主要な課題となっていることである。

同プロジェクトチームによると、社会主義市場経済の法体系は、主として民商法、経済法および社会法の3大法部門からなり^⑩、市場経済に対する役割から分けると次の六つに分類できるとする^⑪。すなわち、(1)市場主体を規範化する法律。例えば、会社法、組合企業法、独資企業法、合作社法など、(2)市場主体の行為を規範化する法律。例えば、物権法・財産法、債権法、手形法、保険法、証券取引法、動産担保取引法、不動産取引法、先物取引法など、(3)市場秩序を規範化する法律。例えば、反不正当競争法、反独占法、消費者権益保護法、広告法、アンチダンピング法、(4)市場のマクロ・コントロールを規範化する法律。例えば、予算法、銀行法、税法、計画法、物価法、国民経済安定成長法、国有資産法、(5)労働および社会保障を規範化する法律。例えば、労働法、労働就業法、賃金法、労働保護法、社会保障法；および(6)手続きおよび資格を規範化する法律。例えば、商事仲裁法、破産法、競売法、預金法、弁護士法、登録会計士法、公証法などである。

3. 「市場経済化」決定後の立法

(1) 立法体制

社会主義市場経済化の決定以降、中国の立法体制は1980年代の「行政主導」型から「議会主導」型に転換しつつある^⑫。社会主義市場経済は一種の「法治経済」であるとの考えに基づき、それが十分機能するためには統一的な法体系を形成する必要性があり、そのためには立法当局が主導的に法整備を行う役割を担っていくことが肝要であると認識された^⑬。これは特に同時に全人代常務委員会委員長に就任していた喬石委員長の意欲によるところが大きかったとされる^⑭。喬石委員長は、従来のように実践によってその正しさが証明されたものを法律の形式で肯定する方式では不十分であると批判

し、社会経済の発展に対する法の指導的役割を強調した。また、経験を積むために政策や行政立法を多用したことを批判し、改革にあたっても法律を制定すべきであるとした。

1992年に社会主義市場経済化という明確な目標が提示される以前の改革政策にはモデルがなく、政策のめまぐるしい変化に即応するために立法に融通を利かせる必要があったが、92年以降は方向性をもって立法を進めていくことが可能となった。立法過程も、社会主義市場経済体制の確立に向けて包括的な設計図として立法計画を策定することが可能となり、法整備が重視されるようになりつつある⁴⁴⁾。

(2) 立法政策

中共14期3中総は、社会主義市場経済体制の確立のためには、完全な法体系による規範化と法律による保障が必要であるとした⁴⁵⁾。そのためには法制建設を重視し、改革・開放と法制建設を統一し、法律手段で経済管理を運営することを会得する。法制建設の目標は、憲法規定の原則を遵守し、経済立法を速め、さらに一步民商法、刑法、関連国家機構および行政管理分野の法律を完全にし、本世紀末に社会主義市場経済に適応する法律体系を初步的に確立することにあるとした。その際、社会主義法制の統一を堅持し、改革政策は立法政策と緊密に結合しなければならない。法律を用いて改革の順調な進行を誘導・推進・保障しなければならない。立法計画を適切に行い、市場主体の規範化、市場秩序の擁護、マクロ・コントロールの強化、社会保障の完備、対外開放の促進等の分野の法律をすみやかに制定しなければならない。そして、社会主義市場経済体制に適応しない法律と法規を適時改正および廃止しなければならないとした。

1992年の社会主義市場経済化の決定以来、中国の学者および政府関係者はこぞって社会主義市場経済の建設のためには明確な法制度の確立が必要であると強調してきた⁴⁶⁾。特に、立法院である全人代常務委員会の喬石委員長は繰り返しその必要性を主張してきた。その要旨は次のとおりである⁴⁷⁾。(1)社

会主義市場経済の発展にとって「法制建設」は不可分な構成要素である、(2)法律は社会主義市場経済を誘導・規範化・保障・コントロールするのに必要である、(3)第8期全人代常務委員会の第1の任務は社会主義市場経済の運営に必要な法的枠組みを確立することである、(4)社会主義市場経済に関連する中国法の発展に際して、中国は西側先進国の立法経験から大胆に学び、借用することができる。そして適切な法律条文は「移植」することもできる。経済活動のグローバル化は貿易と投資を律する中国法が外国および国際的な慣行と合致することを求めている。

また、1996年の「9・5計画」⁽⁴⁶⁾においても、改革・開放と法制建設の統一を堅持し、改革政策・発展政策と立法政策を緊密に結合し、かつ経済立法を重要な位置に置き、法律を用いて社会主義市場経済の健康な発展を誘導・推進および保障することが謳われている。

(3) 立法計画

第8期全人代常務委員会の立法計画目標および課題は明らかにされている。すなわち、社会主義市場経済体制の確立という目標に合わせ、社会主義市場経済の法体系の枠組みを基礎的に形成することにある。

「第8期全人代常務委員会立法計画」⁽⁴⁷⁾では、任期中に審議すべき法律115件と起草の研究に着手し、時期が熟した場合に審議すべき法律37件が掲げられている。立法計画の骨組みは五つの領域、すなわち、(1)市場主体の規範化に関する法、(2)市場主体の関係を規律し、市場秩序を維持する法、(3)マクロ・コントロールを改善し、強化する法、(4)社会保障制度を確立し健全化する法、(5)基礎産業その他を発展させる法から構成されている⁽⁴⁸⁾。

1996年の「9・5計画」⁽⁴⁹⁾でも引きつづき、(1)市場主体と市場行為の規範化、(2)市場秩序の擁護、(3)マクロ・コントロールの改善と強化、(4)社会保障制度の確立と健全化、(5)対外開放の促進等の分野の法律の制定・完全化を継続することが規定され、さらに(6)基礎産業および支柱産業の振興、(7)政府行為の規範化、(8)環境資源の保護、(9)知的財産権の保護等の分野の法律を制定

するとしている。

III 企業活動分野における法の発展

1. 企業法制

1982年憲法は、社会主義経済制度の基礎は生産手段の社会主义公有制にあると規定し、個人経営経済および外国投資企業を補完的な地位にとどめた。その後、改革・開放の深化とともに、88年の憲法改正で私営経済の存在が認められ、99年改正では公有制を主体とする経済体制を維持しつつも多様な所有制経済が認知され、非公有制経済も社会主義市場経済の重要な構成部分であることを宣言するにいたっている。

中国の企業は、所有制などの経済構成要素を基準に分類され、憲法改正に示されるように時の政策の変化に合わせて、国民経済において異なった位置づけが与えられ、立法も個別に進められてきた⁶⁰。これに基づくと、中国の企業は、(1)全人民所有制企業(国有企業)，(2)集団所有制企業，(3)私営企業，(4)外国投資家投資企業，(5)株式制企業(会社)，(6)連合経営企業などに分類される。

国有企業改革は一貫して経済体制改革の要であり、社会主義市場経済化が目指されている現在、さらにその重要性が増している。ここでは、国有企業の根拠法となっている「全人民所有制企業法」および市場経済体制下において国有企業改革を促進することを念頭に制定された「会社法」について検討する。

(1) 全人民所有制工業企業法⁶⁰ (8章69条)

同法は国有企業改革の初期において、行政的な管理から法律による管理への移行の試みとして、全国人大によって公布された。国有企業改革の基本的な

課題であった、(1)経営自主権の確立、(2)法人化、(3)所有と経営の分離、(4)財産権関係の整理・合理化に対して、同法は、法人格の取得、国家の所有権と企業の経営権の分離、企業の経営自主権の付与について明記している(第2条)。なお、適用範囲は、工業企業にとどまらず、運輸、通信、地質、建築、商業、貿易、農林などの広範な国有企業に及ぶ(第65条)。

同法の事実上の実施条例として、国務院は1992年に「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」を制定した。同条例は現在の国有企業改革の基礎となっている。同条例の目標は、国有企業を市場の要求に適応させ、法に基づいた自主経営、自主採算、自主発展、自己規制力のある商品生産・経営単位である企業法人を確立することにあり、そのために14項目の企業経営権を具体的に規定している⁵²⁾。

(2) 会社法⁵³⁾ (11章230条)

1993年の中共14期3中総は、市場経済のなかで企業が依拠すべき制度的枠組みとして「現代企業制度」を提示、国有企業改革は従来の権限委譲の促進にとどまらない新しい方向へと向かうことになった⁵⁴⁾。現代企業制度の具体的な形態としては、会社制度が挙げられ、「規範的な会社は、出資者の所有権と企業の法人財産との分離を効果的に実現することができ、行政と企業を切り離し、経営メカニズムを転換させ、企業が行政機関依存から脱却し、また、資金調達、リスク分散にも役立つ」⁵⁵⁾と説明された。

このことを受けて「会社法」が制定された。会社の形態としては、有限責任会社と株式有限会社の2種類が設定され(第2条)、設立と機構、株式・社債の発行などについて規定された。また、市場経済体制移行への過渡的段階にあることの措置として、有限責任会社の特殊な形態として国有単独投資会社⁵⁶⁾が特に認められた。

有限責任会社は、2ないし50の株主の共同出資によって設立され、株主はその出資額を限度に会社に対して責を負う(第3条、第20条)。株式有限会社は、5人以上の発起人によって、発起設立または募集設立され、会社は資本

の全部を等額の株式に分け、株主はその所持する株式を限度に会社に対する責を負う（第3条、第75条）。ただし、会社は株主の投資により形成された法人財産権を享有するが、会社内の国有資産の所有権は国家に属するものとされ、議論の対象となっている（第4条）。

同法は、国有企业の会社組織への転換を促進するために、会社法施行前に設立されていた国有企业の有限責任会社または株式有限会社への転換について規定している（第7条、第21条、第75条）。したがって、同法制定後の国有企业改革は、会社法が上位法として作用し、国有企业の会社化を軸に展開されることになった⁵⁶⁾。しかし、国有企业の有限責任会社または株式有限会社への組替えが期待されていたにもかかわらず、現実には未だ会社化が行われず、全人民所有制工業企業法が適用される企業形態のまま運営されているものが多い⁵⁷⁾。

市場経済の法体系形成にあたって、会社法の制定は1979年以来とられていた所有制別の企業関連法規の統一を促すことになった。従来は、所有制ごとの区別が法的に認められ、租税や行政管理において企業間に不平等が生じていた。これに対して、会社法では、所有制を基準とする立法から、企業の資本構成および出資者の責任形式を基準とする立法に転換した。この意味で会社法は、市場経済体制に要求される経済主体間の公平・平等な競争の確保および統一された法体系の確立という方向に沿った立法となっている⁵⁸⁾。しかし、所有制を基準とする法規は現在も有効であるばかりでなく、発展しつづけているので、目下2種類の基準に基づく企業法体系が存在している⁵⁹⁾。

また、会社法においても次のような社会主義的側面が維持されていることに注目しなければならない。例えば、(1)従業員の保護および会社の意思決定過程における事前の意見聴取、(2)労働組合の活動保障、(3)従業員代表の理事会・監査役会への選出など会社経営への参加、(4)会社内での中国共産党基層組織の活動保障などである。

2. 倒産法制

計画経済体制下の中国では、国有企業の欠損に対しては国家が財政補填を行い、破綻した国有企業は「閑、停、併、転」(閉鎖、休業、合併、転業)という行政的な措置によって調整されてきた。1986年に国有企業改革の促進を目的に「企業破産法(試行)」が制定され、現在の倒産法制の核となっている⁶⁰⁾。同法は全人民所有制企業のみを適用対象としている。

その後、1991年に民事訴訟法が改正され、第19章に企業法人に対する破産債務弁済手続きが規定された。民事訴訟法は破産の対象を全人民所有制企業以外のすべての企業法人に拡大したが、審理にあたっては民事訴訟法の規定が適用されるほか、企業破産法の関係規定が参照されることになっている。上記二者にはそれぞれ最高人民法院の司法解釈が存在し、同法を事実上補足している。

企業破産法(試行)⁶⁰⁾(6章43条)

企業破産法の目的は、国有企業の自主経営の促進と経営状況の改善および債権者・債務者の合法的権益の保護にあると定められている(第2条)。適用対象は、全人民所有制企業(国有企業)に限られる(第2条)。ただし、上述のとおり民事訴訟法が非全人民所有制の企業法人に対する破産債務弁済手続きを規定しており、司法解釈によって企業破産法の関連規定が参照されることになっている⁶⁰⁾。したがって、法人格を有する集団企業、連合経営企業、私人企業ならびに中外合弁企業、中外合作企業、外資企業などの倒産処理においては企業破産法が準用される。自然人や法人でない経済主体には適用されない。

破産原因は、「企業が経営管理の不手際によって重大な欠損を生じ」、「期限の到来した債務を完済できない」状態にあることである(第3条)。「期限の到来した債務を完済できない」とは、(1)すでに債務弁済期が到来し、(2)す

でに債権者が弁済を要求し、(3)債務者が客観的に債務弁済能力を欠いている支払い不能の状態に陥っていることをいう。企業破産法は計画経済期に制定されたことから、その特徴として、計画経済に付随して発生し得るいわゆる「政策性欠損」は排除され、企業の欠損が政策に由来する場合は経営責任を問うことはできないとされている。

企業破産法による破産申立権者は、債権者と債務者である。ただし、債務者の場合は企業の上級主管部門の同意を必要とする。すべての債権者はいずれも債権者集会の構成員となり、議決権を有する。ただし、財産担保のある債権者は別除権を放棄しないかぎり除外される。債権者集会の決議は、議決権を有する出席者の過半数で、かつ債権額が財産担保のない債権総額の2分1以上を占める者の同意が必要とされる。ただし、和議案の採択には、財産担保のない債権総額の3分の2以上の同意が必要となる。なお、債権者集会の決議は、すべての債権者に対して等しく拘束力を有する。

破産申立者が債権者の場合、破産を申し立てられた企業の上級主管部門は、3カ月以内に当該企業の再建を申請することができる。上級主管部門から再建申請が提出された場合、企業はその意思にかかわらず債権者集会に和議案を提出しなければならないことになっている。和議は、破産を申し立てられた企業と債権者集会の合意ならびに裁判所の認可・公告によって発効する。効力は全債権者に及び、破産手続きは中止される。再建は企業の上級主管部門が主宰し、経営建て直しのための諸措置が期待される。なお、再建案の作成にあたっては企業従業員代表大会の討論を経ることが条件になっている。

同法は計画経済体制下で制定されたこともあって、企業の上級主管部門に大きな権限を与えていた。上級主管部門は、債務者による自己破産の申立てに対する許可権限を有するのみならず、債権者による破産申立てに対しては再建を申請する権限を有する。企業は破産に関する自主権を制約され、行政が介入できる構造となっている。上級主管部門は破産企業と利害関係を有しているにもかかわらず、破産管財組に参加または再建を主宰することになつておらず、公平な法の運用に疑義を与えている。また、社会政策的な配慮が強

調されていることも特徴である。同法は国家に対し、各種の方途を通じて破産企業従業員の再就職を適切に処置し、再就職までの間の基本的生活を保障するよう求め、具体的な方法を国務院に委ねている（第4条）。1994年の国務院の通知^{⑥3}は、社会の安定を保持するために破産実施にあたってはまず破産企業従業員を再就職させる旨を規定、そのために破産企業が有する土地使用権の換価収入は破産企業従業員の再就職のために優先して使用され、残余金があれば破産財団に組み入れることとしている。

3. 競争法制

中国は経済体制改革の一環として「市場」の導入と同時に「競争」の導入も模索してきた。市場に対する考え方の変化が、競争に反対する伝統的な観念をも変化させてきた。1980年に国務院は「社会主义競争の展開・保護に関する暫定規定」^{⑥4}を公布し、計画経済体制下にありながら、競争は社会主义経済に服するものであるとして断片的な導入をはかってきた。同規定は、国家が指定する場合以外の独占経営の禁止や地域封鎖・部門分割の打破について規定しており、すでに独占による弊害が発生していたことがうかがわれる。その後、市場経済体制構築のための統一競争法制定の要請および不公正取引の蔓延などの実際問題解決のため、93年に「反不正当競争法」が制定された。起草初期の段階では、独占禁止と不正競争防止の両方を含む内容となっていたが、前者については時期尚早として別に制定されることとなった^{⑥5}。

反不正当競争法^{⑥6}（5章33条）

同法は、社会主义市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励・保護し、不正な競争行為を禁止し、経営者および消費者の合法的権利を保護することを目的に制定された（第1条）。不正当競争とは、経営者が法律および公認された商業道徳に違反して、他の経営者の合法的権益に損害を与え、社会経済秩序を乱す行為とされ（第2条2項）、第5条以下で具体的な不正当

競争行為を規定している。経営者とは、商品経営または営利性のサービスに従事する法人、その他の経済組織および個人をいう（第2条3項）。

上記のとおり政府および所属部門は同法の一般的な調整対象とはなっておらず、また同法は独占行為について一般的に規定するものではないが⁶⁴⁾、中国の実情を反映して、二つの条文が特に盛り込まれている。これらは第6条と第7条である。

第6条は、公共企業または法律によって独占的地位を有する経営者が、他人に特定の商品購入を義務づけることなどにより、他の経営者の公正な競争を阻害する行為を禁止している。同条文は、企業の独占的地位の濫用に関する規制であるが、規制の対象は、水道、電力、ガス、郵便、通信、交通等の公共企業と法により独占的な地位を有する企業のみである。また、規制行為はその指定する事業者の取扱商品の強制購入の禁止である。

第7条は、いわゆる「行政独占」および「地方保護主義」の問題を規制する。行政独占とは、政府およびその所属部門等の行政機関が行政権力を濫用して競争を阻害する行為をいう。その発現形態は多様であるが、同条文は、行政権力を濫用して、(1)他人にその指定する経営者の商品の購入を限定し、その他の経営者の正当な経営活動を排除する、(2)他の地方の商品が本地区に進入することを制限する、(3)本地区の商品が他の地方の市場に流出することを制限することを禁止している。国家指令性計画に基づく部品供給ルートなどの指定は濫用にあたらないが、市場経済化の過程で指令性計画の範囲は狭められている。

改革・開放路線の開始当初から行政独占および地方保護主義は問題とされていたが、市場経済体制への移行過程にあたり、いまだ行政部門と企業は完全には分離しておらず、傘下の企業を保護することが行政部門の直接的な利益となっている。1993年の「社会主義市場経済体制の若干の問題に関する決定」が、統一・開放・競争・秩序ある大市場を形成するために、地区・部門の分割・封鎖を打破し、不正当競争に反対し、平等な競争の環境を創造することを繰り返し強調していることからも、この問題の解決が市場経済体制確

立の鍵となっていることがうかがえる。

4. 投資法制

1978年に改革・開放政策が開始された直後の79年には外資導入のために「中外合資經營企業法」が公布され、外国投資による合弁企業が認められた。その後、公有制経済の発展を主としながらも、外資導入の必要性から各種投資形態が認められ、これらを対象としていたいわゆる対外経済法が形成されていった。現在、中国への直接投資の主要な形態は、中外合弁企業、中外合作企業および外資企業である。95年には、外商投資株式会社が暫定規定で認められ、同時に今後の外国投資の方向性を定めた暫定規定も公布された。なお、会社法第18条は、同法は外国投資の有限責任会社にも適用されるとする一方、これらに関する法律が別に規定を有するときには、その規定を適用するとしている。以下、四つの形態について概観する。

(1) 中外合弁企業

中外合弁企業の設立は、「中外合弁企業法」および「中外合弁企業法実施条例」⁶⁶⁾で規定されている。中外合弁企業は、同法に基づいて設立された有限責任会社である。

中外合弁企業は、投資総額に応じて一定の比率以上の登録資本額を必要とする。外資側の出資率は25%を上回るものとされる（第4条）が、上限額は定められていない。

合弁期間は、原則として10年から30年である。投資額が大きく、工期が長く、資本利潤率の低い事業または先進技術企業であるなど一定の場合には50年までとすることができます。また、国務院の特別許可を受けた場合は、50年以上とすることができます（条例第100条）。さらに、「中外合弁企業の合弁期間に関する暫定規定」第2条により、中外合弁企業は国家が投資の奨励と許可を定めているプロジェクトに属する場合、合弁契約に合弁期間を約定するこ

とも、約定しないことも可能となり、企業の継続性が認められた^⑩。

(2) 中外合作企業

中外合作企業は、「中外合作經營企業法」および「中外合作經營企業法実施細則」により規定されている^⑪。中外合作企業には法人格を有する場合と有さない場合の2類型がある（細則第4条）。前者は有限責任であり、投資家はその投資を限度としてのみ中外合作企業に責任を負い、中外合作企業はその資産をもって債権者に責任を負う（細則第14条）。後者は無限責任であり、投資家は債務に対して無限責任を負う（細則第50条）。

法人格を有する中外合作企業の場合、外国投資家の投資額は登録資本額の25%を下回ってはいけない（細則第18条3項）。法人格なき中外合作企業については、対外貿易経済合作部が別に定める（細則第18条3項）。

中外合作企業は出資比率に関係なく、合作契約のなかで投資条件、収益分配、リスク責任、経営方式などについて当事者間で比較的自由に協議、合意できる。外国投資家は合作期間の満了前に企業利益の回収とは異なった形で投資を先行回収することができ、収益分配についても出資比率に応じない分配を受けることができる^⑫。ただし、投資の先行回収については、合作期間満了時に合作企業のすべての固定資産が無償で中国側出資者の所有に帰するとした場合にのみ認められる（第22条、細則第44条）。また、中外合作企業の欠損を補填する前に先行回収はできない（細則第45条後段）。

(3) 外資企業

外資企業の設立は、「外資企業法」および「外資企業法実施細則」で規定されている^⑬。外資企業とは、中国内に設立された外国投資家の100%出資企業をいう。外資企業の組織形態は有限責任会社であるが、許可を受ければその他の責任形態とすることが可能である（細則第19条）。設立される外資企業は先進的な技術および設備を導入し、生産額の50%以上の製品を輸出し、自ら外貨収支の均衡を実現しなければならない（第3条、細則第3条）。また、

法により外資企業の設立が禁止・制限されている業種が規制され、合弁・合作企業と比較するとその経営範囲は制限されている（第4条、第5条）。

(4) 外商投資株式会社

外商投資株式会社の設立は、「外商投資株式会社設立の若干の問題に関する暫定規定」^⑩で規定された。本規定は全28条からなり、規定されていないその他の事項については会社法が適用されることになっている。

本規定第2条は外商投資株式会社を「本規定により設立され、すべての資本が等額の株式により構成され、株主は自己が引き受けた株式をもって外商投資株式会社に責を負い、外商投資株式会社はすべての財産をもって外商投資株式会社の債務に対し責を負い、中国および外国株主が共同で外商投資株式会社の株式を所有し、かつ外国出資者が購入し所有する株式が外商投資株式会社の登録資本の25%以上を占める企業法人」であると定義する。したがって外商投資株式会社を設立する場合には、中国株主と外国株主が共同で設立することが原則として必要となり、外国株主は最低25%の資本を占めなければならない（第1条、第2条）。

会社法第2条は、会社の種類を有限責任会社と株式有限会社に分類している。前述した中外合弁企業、中外合作企業および外資企業はいずれも有限責任会社であるのに対して、本規定で設立される外商投資株式会社はその名のとおり株式有限会社である。また、前者は企業の存続期間を契約で定めることが原則として必要であるのに対して、後者は存続期間は特に規定されておらず、企業の継続性が認められている。ただし、外商投資株式会社の設立条件は前者より厳しくなっている。例えば、前者の登録資本額の最低限度額は、会社法第23条により最高でも50万人民元であるのに対して、後者は3000万人民元となっている。

(5) 外国投資方向指導暫定規定

1995年に国家計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部は合

同で、「外国投資の方向を指導する暫定規定」^⑩を公布した。同規定は中国の産業政策にそった外資の選別的導入を行いながら、ピークを越えた外国投資をさらに拡大することを目的に制定された。同規定は全17条からなり、外国投資は「奨励」、「許可」、「制限」、「禁止」の四つに分類され、各類型についての優遇措置、規制内容、認可手続きを規定している。同規定は、中国国内で投資を行い中外合弁企業、中外合作企業、外資企業を設立するプロジェクトおよびその他の形式の外商投資プロジェクトに適用される（第2条）。

同規定第3条に基づいて、奨励類、制限類(甲)(乙)、禁止類ごとの詳細なプロジェクト項目を記載した「外商投資産業指導目録」^⑪が作成された。本目録は外商投資プロジェクトの審査許可を指導する際の根拠であることが明示されている（第3条後段）。中国政府は本目録をもって、中国に必要な産業について方向を明確に定め、積極的に投資を誘導、誘致しようとしている。今後目録は定期的に改訂され、国務院の批准を受けて公布されることになっている。

5. 貿易法制

改革・開放以来、中国は一貫してガット再加入を目指して貿易体制改革を進めてきた。ガット加入のため中国に提示されていた条件は、(1)貿易政策の統一化、(2)貿易体制の透明化、(3)非関税措置の撤廃、(4)市場価格経済へのコミットメント、(5)移行期間中の中国に対する締約国の選択的セーフガード条項の設定などであり、主として行政手段によって貿易管理を行ってきた中国はガット加盟にあたって大きな変革を要求された^⑫。

1994年に国務院は上記の要請に呼応して「对外貿易体制改革の決定」^⑬を公布し、主として法律・経済手段を運用して对外貿易活動を調節し、对外貿易を客観的な経済法則に基づいて運営することとした。また、外国貿易政策の統一性を保持し、外国貿易管理の透明性を高めるとともに外国貿易立法を完全なものにすることが謳われ、同年12月に「对外貿易法」が制定された。

対外貿易法⁽⁷⁾（8章44条）

同法第4条は、国家は統一した対外貿易制度を実施し、法に基づいて公平、自由な対外貿易秩序を維持すると規定し、対外貿易事業者間の公平な競争を求めた（第27条）。改革・開放の進展にともない国家貿易の統制的な性格は徐々に取り除かれ、対外貿易事業者が扱える経営範囲も拡大されていたが、同法は原則的に貨物と技術の自由な輸出入を認め（第15条）、輸出入が制限・禁止される場合を明記した（第16条、第17条）。ただし、国際サービス貿易については逐次発展を促進するという文言にとどめられ、制限を行っている（第22条）。また、対外貿易事業者の数は少数の独占事業者から大幅に拡大しているが、対外貿易権の取得については許可制が維持され、対外経済貿易主管機関からの許可が必要となっている（第9条）。その他、同法では最惠国待遇・内国民待遇および各種セーフガードが規定されている。

おわりに

1978年以降、中国は計画経済と市場経済のバランスを模索し、市場重視へと傾斜してきたが、当初はあくまでも計画経済体制の範囲内にとどまるものであり、市場経済化に対する明確な目標と方策をもった漸進的政策を採用してきたわけではない。しかし、社会主義市場経済の確立が国家目標となった92年以降も、中国は国家体制全体を総体として徐々に改革していくこうとする姿勢を表明しており、いわゆる漸進的アプローチを採用しているともいえる。

中国では社会主義計画経済から社会主義市場経済への移行は、「人治」から「法治」、「権力の優位」から「法の優位」への転換であり、市場経済は「法制経済」または「法治経済」であるとの認識の下で議論がなされている⁽⁸⁾。計画経済は行政機構、行政系統、行政命令によって運営される経済体制であるのに対して、市場経済は法律、制度および規則に準拠して運営される経済であるとされる⁽⁹⁾。しかし、現実には経済領域においても人治はなお

普遍的であり、マクロ・コントロールは法治ではなく人治が主となっていることが指摘されている。例えば、企業の設立・解散に関する自主権の侵害や「權錢交易」と言われる権力と金銭とを取り引きする不正行為によって競争市場の形成が破壊されているとされる⁽¹⁾。特に、転換期にあっては、地方保護主義や部門主義による独占行為、支配行為、封鎖行為が市場形成の大きな問題点となっていることが繰り返し指摘されている。

また、伝統的計画経済は公有制を過度に強調した結果、経済主体間における地位の不平等が引き起こされてきた。例えば、国有企業と非国有企業の地位の差は顕著であり、前者は国民経済の主要な力として政府の手厚い保護を受けてきた。従来、企業法、契約法、税法などの分野で制定された法規は経済活動の内容に基づくものではなく、経済主体の身分（所有制）ごとに制定してきた。したがって、対外と国内の区別から始まり、国内においては各種所有制の別に分かれ、それぞれ適用法、法的地位、適用基準が異なる状況にあり、公平な競争を求める市場経済とは違背してきた⁽²⁾。

1993年の憲法改正により、中国の経済体制改革の将来目標が「社会主義市場経済」の確立にあることが明確になったことから、今までの糺余曲折とした法整備から、安定した予見性のある整備が行われることが期待される。また、会社法、対外貿易法、契約法などの一連の新法制定は所有制による区別を解消し、統一した市場経済の法体系を目指したものであると評価できる。99年3月の憲法改正のポイントの一つは、法治主義の導入であったが、中国はまさにこの部分を問われており、法律と実態の乖離を埋め、法の執行および司法制度の充実をはかっていくことが課題となっている。

注(1) 「中国共産党中央委員会關於建国以来党的若干歷史問題決議」(1981年6月27日) 等。

(2) 石原享一編『「社会主義市場経済」をめざす中国——その課題と展望』アジア経済研究所、1993年、19—20ページ。

(3) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」(1984年10月20日)。

(4) 同様の論法はすでに1981年「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決

議」で採られている。すなわち、計画経済体制を改革するためには、計画経済と商品経済が対立しているという伝統的な観念を突破する必要があり、社会主义計画経済は、価値法則に基づいて運営される公有制を基礎とした計画的商品経済であることを認識する必要があると指摘している。社会主义経済と資本主義経済の区別は、商品経済または価値法則の有無にあるのではなく、所有制の違いや搾取階級の存否などにあるとしている。

- (5) 藤本 昭編著『中国——市場経済への転換』日本貿易振興会、1994年、15ページ。
- (6) 同上書、9—10ページ。
- (7) 王亜新「中国市場経済化の行方と法、裁判」(九州大学法政学会編『法と政治——21世紀への胎動』上巻、九州大学出版会、1995年) 153ページ。
- (8) 「關於授權國務院在經濟体制改革和對外開放方面的可以制定暫行的規定或者條例的決定」(1985年4月10日)。
- (9) 國谷知史「経済改革と立法——法的側面からみた中国社会の歴史的変動」(『現代中国』第68号、1994年) 19—21ページ。
- (10) 1985年「全国人民代表大会常務委員会工作報告」(1985年4月3日); 「關於授權國務院在經濟体制改革和對外開放方面的可以制定暫行的規定或者條例的決定」も末尾で「実践による検証を経て、条件が整ったときに全国人民代表大会または全人代常務委員会が法律として制定する」と規定している。
- (11) 万里「同心同徳、推進改革、逐步建立社会主义商品新経済秩序」(1988年7月1日)。
- (12) 國谷知史「『社会主义市場経済』移行プロセスの立法」(『日中經協ジャーナル』46号、1997年) 13ページ。同論文は、市場経済への移行プロセスにおける立法の変化を、形式的側面、すなわち立法体制と立法活動の側面から分析している。
- (13) 「關於第七個五年計劃的報告」(1986年3月25日)。
- (14) 万里「同心同徳……」。
- (15) 高帆主編『行政権力与市場経済——政府对市場運行の法律調控』中国法制出版社、1995年、24ページ。
- (16) 「七届全国人大常委会工作要点」(1988年7月1日)。
- (17) 國谷「『社会主义市場経済』……」14ページ。
- (18) 「国民経済と社会発展十年規劃和第八個五年計劃綱要」(1991年3月25日)。
- (19) 例えば、1991年7月の中国共産党成立70周年大会において、江沢民は、計画と市場は経済を調節する手段であり、商品経済の発展のためには客観的に必要であり、一定の範囲内でこの手段を運用することは、社会主义経済と資本主義経済を区別するメルクマールでない、と述べている。
- (20) 石原『『社会主义市場経済』をめざす……』18ページ。

- (21) 「中共中央關於建立社會主義市場經濟體制若干問題的決定」(1993年11月14日)。
- (22) 「9・5」計画では、社会主義市場経済体制確立のためには、改革と開放を進め、①現代企業制度を確立し、国有企業の改革と発展を行う、②統一・開放・競争・秩序ある市場体系を育成する。金融市場、不動産・労働・技術・情報等要素市場を形成する、③個人収入分配を調整し、健全な社会保障体系を確立する、④政府機能を転換し、国家のマクロ・コントロール能力を強化する、⑤対外開放の水準を高める、ことが必要であるとされた(「第八届全国人民代表大会第四次会议關於国民经济和社会发展“九五”计划和2010年远景目标纲要及關於《纲要》报告的决议」1996年3月17日)。
- (23) 馬健行・顧海良主編『中国市場経済体制与経済社会政治結構変化』中共中央党校出版社, 1996年, 7—8ページ; 袁木主著『社会主義市場経済論綱』中共中央党校出版社, 1994年, 34—38ページ。
- (24) ただし、株式会社化およびその株式の公開が進んだ場合の、公有制を維持することのできる基準については明確にされていない。共産党第15回大会では「重要なことは株式をもってコントロールする権利が誰の手中にあるかということである」として、株式を通じた実質的支配(過半数)を基準とする方向が示されたが、企業活動の拡大などに伴う資本調達の結果、シェアが変動した場合、どこまでを実質的支配というのかなお問題となる。
- (25) 袁木『社会主義……』30—31ページ。
- (26) 議論を詳細にまとめたものとして, Albert H.Y. Chen, "The Developing Theory of Law and Market Economy in Contemporary China," in Wang Guiguo and Wei Zhenying (eds.), *Legal Developments in China: Market Economy and Law*, Sweet & Maxwell Asia, 1996, pp.3-20.
- (27) 江平・張礼洪「市場経済和意思自治」(『法学研究』1993年第6期) 20ページ。
- (28) 中国社会科学院法学所課題組「建立社会主義市場経済法律体系的理論思考和対策建議」(『法学研究』1993年第6期) 6ページ以下。
- (29) Chen, "The Developing Theory……," pp.5-6.
- (30) 周小明・宋炉安・李恕忠『法与市場秩序——市場経済法律機制研究』貴州人民出版社, 1995年, 2ページ。
- (31) 王家福・加藤雅信編『現代中国法入門』勁草書房, 1997年, 14ページ。
- (32) 周小明ほか『法与市場秩序……』2—3ページ。
- (33) 同上書, 3—4ページ。
- (34) 中国社会科学院法学所課題組「建立社会主義……」3ページ; 社会主義市場経済体制の要求に従うと、統一完全な経済法規体系および経済監督体系を確立しなければならない。社会主義市場経済は根本から一種の競争的な経済

であり、一種の法制経済でもあり、一切の経済活動および各種競争はすべて科学的謹厳な法規枠組みのなかで秩序よく進められることを要求する（「關於經濟体制改革情況的編法」1993年2月19日）。

- (35) 中国社会科学院法学所課題組「建立社會主義……」5—6ページ。
- (36) 同上論文, 10—11ページ。
- (37) 同上, 11—16ページ。
- (38) 國谷「『社會主義市場經濟』……」12ページ。
- (39) 同上論文, 10ページ。
- (40) 同上論文, 13ページ。
- (41) 同上論文, 13—14ページ。
- (42) 1993年「社會主義市場經濟体制若干問題的決定」。
- (43) Chen, "The Developing Theory……," p.4.
- (44) 喬石「努力建立社會主義市場經濟法律体系」(1993年7月2日)。
- (45) 「國民經濟和社会發展“九五”計劃和2010年遠景目標綱要」(1996年3月17日)。
- (46) 『經濟日報』1994年3月14日付。
- (47) 國谷「『社會主義市場經濟』……」14ページ。

1998年常務委員会事業報告は、5年間の立法を総括している。これによると、①市場主体を規範化する分野では、会社法、組合企業法、商業銀行法等が制定された。これらの法律は企業の責任形式に基づいて規範化しているもので、従来のように所有制の形式によらない。また、会社法の制定は、現代企業制度の確立に重要な作用を及ぼした、②市場規則の確立・市場秩序の維持に関する分野では、反不正当競争法、消費者権益保護法、都市不動産管理法、広告法、競売法、担保法、手形法、保険法、仲裁法等の法律の制定、および経済契約法等の法律の改正を行った。これらの法律は、市場経済の公平・公正・公開・効率の原則を体现し、全国の統一的・開放的市場体系の形成に資する、③マクロ・コントロール分野では、予算法、会計検査法、中国人民銀行法、価格法等の法律および統計法、個人所得税法等の法律の改正を行った、④社会保障制度確立の分野では、労働法等の法律を制定した、⑤対外開放分野では、対外貿易法などの法律を制定、基礎産業および支柱産業の振興については、農業法、民間航空法、電力法、道路法、石炭法、省エネ法、建築法等の法律を制定、鉱産資源法などの改正を行った。したがって、本期内に制定した市場経済関連の法律は、以前に制定した経済関連の法律と合わせて、初步的に社會主義市場經濟法体系の枠組みを構成し、社會主義市場經濟の育成および発展に重要な法制条件を提供する。しかし、市場経済方面における重要な法律、例えば、破産法、国有資産法、証券法および先物取引法は制定されていない。これらは難度が高く、実践経験が足りなく、各方面の

認識が一致していないので、草案ができていてもいまだ審議あるいは表決に入ることなく、継続審議となっている（「全国人民代表大会常務委員会工作報告」（1998年3月10日））。

- (48) 第9期全人代常務委員会は任期中に89の法律を起草・改正または研究している（*China Daily*, Jan.4, 1999）。
- (49) 國谷知史「中国の企業法」（早稲田大学エクステンションセンター編『中国ビジネスの法と実際』1994年、日本評論社）96—98ページ。
- (50) 「全民所有制工業企業法」（1988年4月13日全人代採択・公布、同年8月1日施行）。
- (51) 企業経営権とは「企業が国家の任せたその経営管理する財産の占有・使用と法による処分を享有する権利」（第6条）を指す。これらは、①生産経営戦略決定権、②製品・労務価格決定権、③製品販売権、④物資仕入権、⑤輸出入権、⑥投資戦略決定権、⑦留保資金支配権、⑧資産処分権、⑨共同経営・合併権、⑩労働雇用権、⑪人事管理権、⑫賃金・奨励金分配権、⑬内部機構設置権、⑭割当拒絶権である。
- (52) 「公司法」（1993年12月29日全人代常務委員会採択・公布；94年7月1日施行；99年12月26日改正）。
- (53) 木崎 翠「市場経済化と企業制度——過渡期の「中国モデル」」（『開発援助研究』Vol.4, No.4, 1997年）41ページ。
- (54) 1993年「社会主义市場経済体制若干問題的決定」。
- (55) 国有単独出資会社は、一人有限責任会社の一種で、国家の授権した投資機関または国家の授権した部門が単独で設立した会社である（第20条）。
- (56) 國谷「『社会主义市場経済』……」14ページ；1997年第15回共産党大会。
- (57) 木崎「市場経済化と……」44—45ページ；林薰「中国国有企业改革の法的側面——『両権分離』と『産權問題』」（『開発援助研究』Vol.4, No.4, 1997年）85ページ。
- (58) 王家福『現代中国法……』210ページ。
- (59) 楊紫烜主編『經濟法』北京大学出版社・高等教育出版社、1999年、114ページ。
- (60) 以下、倒産法制については、小林昌之「中国の倒産法制——政策遂行手段として利用される企業破産法」（『アジ研ワールド・トレンド』No.50, 1999年）20—23ページ参照。
- (61) 「企業破産法（試行）」（1988年4月13日全人代採択・公布、88年8月1日施行）。
- (62) 民事訴訟法第206条；最高人民法院「關於貫徹執行<中華人民共和国企業破産法（試行）>若干問題的意見」（1991年11月7日）第74項；最高人民法院「關於適用<中華人民共和国民事訴訟法>若干問題的意見」（92年7月14日）

第240～241項。

- (63) 国務院「關於在若干城市試行國有企業破產有關問題的通知」(1994年10月25日) 第2項。
- (64) 国務院「關於開展和保護社會主義競爭的暫行規定」(1980年10月17日公布)。
- (65) 「現段階の中国は市場經濟の初期段階にあり、市場における独占行為がまだ深刻な問題になっておらず、特に企業の平均的な規模はまだ小さく、企業集団化および経済力の集中が不十分であるため、もし企業の合併および連合を規制すれば、現在の中国的産業政策に不利な影響を及ぼすおそれがある」として見送られた(王家福『現代中国法……』250ページ);王晓暉『企業合併中的反壟斷問題』法律出版社、1996年、175ページ。
- (66) 「反不正当競争法」(1993年9月2日全人代常務委員会採択・公布; 93年12月1日施行)
- (67) 不当廉売、抱合させ販売、入札談合に関する禁止条項は有する。
- (68) 「中外合資經營企業法」(全15条)(1979年7月1日全人代採択; 90年4月4日国务院改正・施行); 「中外合資企業法実施条例」(1983年9月20日国务院公布・施行)。
- (69) 「中外合資經營企業合資期限暫行規定」(1990年10月22日、对外經濟貿易部公布・施行)。
- (70) 「中外合作經營企業法」(全28条)(1988年4月13日全人代公布・施行); 「中外合作經營企業法実施細則」(1995年9月4日对外貿易經濟合作部公布・施行)。
- (71) 商事法務研究会『日中合弁事業の実務』商事法務研究会、1995年、302—303ページ。
- (72) 「外資企業法」(全24条)(1986年4月12日全人代採択・公布、同日施行); 「外資企業法実施細則」(1990年10月28日国务院承認、同年12月12日对外貿易部公布・施行)。
- (73) 「關於設立外商投資股分有限公司若干問題的暫行規定」(1995年1月10日、对外貿易經濟合作部公布、同日施行)。
- (74) 「指導外商投資方向暫行規定」(1995年6月20日、国家計画委員会・国家經濟貿易委員会・对外貿易經濟合作部公布)。
- (75) 「外商投資産業指導目録」(1995年6月20日、国家計画委員会・国家經濟貿易委員会・对外貿易經濟合作部公布)。
- (76) 菱田雅晴「ガット加盟の政治経済学——中国にとっての『外圧』」(毛利和子編『市場経済化の中の中国』国際問題研究所、1995年) 254—255ページ。
- (77) 「国務院關於進一步深化对外貿易体制改革的決定」(1994年1月11日)。
- (78) 「对外貿易法」(1994年5月12日全人代常務委員会採択・公布; 95年7月1日施行)。

- (79) 廬雲「法律模式転換——一場深刻的革命性変革」(『法学研究』1994年第1期) 28ページ。
- (80) 周林彬『法律经济学論綱——中国経済法律構成和運行的経済分析』北京大学出版社, 1998年, 154ページ。
- (81) 1993年全人代常務委員会報告は、社会主義市場経済体制の確立について、清廉な政治の建設・反腐敗について一項を設け、「商品交換の原則を国家機関の政務活動に引き込み、権限を金錢と取り引きすることは、社会主義市場経済原則を深刻に歪曲するものであり、改革・開放および現代化建設を破壊するものであり、絶対に許すことはできない」と強調している。
- (82) 周小明『法与市場秩序……』 4ページ。